

農業農村整備事業の工事に係る労働災害防止の取組について

1. 趣旨

令和元年度の農業農村整備事業の工事に係る労働災害は、10月に農業用水路工事の現場で2名の死亡事故が発生したため、安全管理の徹底を依頼したところですが、依然として労働災害事故が多発しております。また、水道管損傷や高架線の切断などの事故も多数報告されている状況です。

このため、農政部としては、年度末に向けて「農業農村整備事業の工事に係る労働災害防止の取組」を行い、労働災害防止の取組の再確認の徹底やヒヤリハットで得た教訓を活かし労働安全に向けた取組を強化する。

2. 要請文など

別紙のとおり

3. 具体的な取組

取組の必須事項は次のとおりとするが、必要に応じて追加して実施すること。

- (1) 受注業者への文書発出
- (2) 各種会議や研修会等での周知
- (3) 安全パトロールの実施
- (4) 安全大会の実施
- (5) 設計図書における安全対策の計上を再確認

4. 取組期間

上記3の取組は、令和2年3月31日までを重点実施期間とする。

なお、(1)は12月末までに実施することとし、(3)については、今年度未実施の場合は、年度内に実施すること。

また、(4)については、今年度、工事を受注した業者から今年度における実施日を聞き取り、未実施の場合は、年度内の実施を依頼すること。